長崎県立図書館の長崎市での存続を強く求める決議

現在の県立図書館は、原爆の惨禍から復興するため、昭和24年8月 9日に施行された国の特別立法である長崎国際文化都市建設法の趣旨に 鑑み策定された長崎国際文化センター建設計画により、長崎市民を初め、 広く世界から寄付を募り建設されたものである。

このような経緯により建設された県立図書館は、被爆地としての歴史 を含め、海外との交流から生まれた貴重な歴史郷土資料を有し、本市の 文化財や史跡等とともに存在することが最大の存在意義である。併せて、 長崎学に関する資料については、長崎歴史文化博物館に明治期以前の資 料が、県立図書館には明治期以降の資料が所蔵されている。

このようなことから、新しい県立図書館は、明治期以前も含めて一連 の長崎学を研究する場としての機能も必要であり、豊富な人材を有し歴 史文化博物館も存する本市での存続は不可欠である。

また、公共交通網が発達している本市は、県民の交通アクセスの利便 性が確保されており、長崎市域に限らず行政区域を超えて生活圏・経済 圏をともにする長与町及び時津町は、県内でも人口が集積している地域 であることから、県民への直接貸出サービスも確保され、県立図書館と しての機能が最大限発揮できるものである。

さらに、本市には行政機関、大学等の教育機関、企業が県内で最も集 中しており、本市に存続されることにより、県立図書館が地域の知の拠 点としての機能を発揮することにより、産・学・官への連携・支援がよ り一層図られるものである。

よって、長崎市議会は、利用者である県民の立場に立ち、県立図書館 の機能や役割が最大限に生かせるように、長崎県立図書館の長崎市での 存続を強く要望する。

以上、決議する。

家

除

却

費

(補助

平成23年11月25日 崎 市 議会

議員提出議案

11月定例会において議員提出議案の 条例1件、意見書2件及び決議1件を 全会一致で可決しました。

意見書については、関係行政庁及び 国会に提出し、決議については、県知 事及び県議会議長に提出しました。(決 議書の提出については、8ページ参照)

条 例

▶長崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

見 書 意

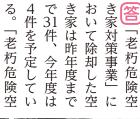
老朽危険空き家への対応

- ▶再生可能エネルギーの開発と放射線の恐怖 に脅かされることのない社会の実現に関する 意見書
- ▶鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

する制度で、 高で50万円を補助 等が除却をする際 に費用の40%、 制度は所有者 実績



老朽危険空き家除却後





老朽危険空き家除却前

何らか

残り、 策事業」、 事態も生じている。 成果と今後の方針について伺いたい。 の推進を図るため 高齢化等により斜面 周辺住民の安全・安心を脅かす 度を整備して対応しているが 「老朽危険空き家除却費補助 「老朽危険空き家対 市では住環境整備 地に空き家が

特別支援教育就学者の通学支援

づくりを進めていきたい。 ことが可能になったので、 導に加え、空き家の除却をさらに促す により、 は11月末現在で7件である。このこと 強化を図りながら、 今までの適正な維持管理の指 安全・安心なまち 今後も指導

11月定例会では、 15 人 11月30日から12月5日までの4日間に が行われました。

わたり個人質問







はすべて保護者の負担である。 学に付き添いを要する児童生徒につ 助されるが、通常の学級に在籍し、 の支援が必要ではない ては対象とならず、 教育就学奨励費制度により交通費が補 在籍する児童生徒の場合は、 特別支援学校及び特別支援学級に 登下校の付き添

通

もあると認識しており、 毎日の通学に付き添いが必要なケース ることができないか、現在、検討を行っ ケースも通学費補助の対象範囲に含め 通常の学級に在籍する児童生徒 障害の程度や状況などにより、 このような

特別支援